

## 秋田県告示第33号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成26年1月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
湯沢市字柵内沢山9の1、15の5、15の6、17
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）